

第 73 回 接続料の算定等に関する研究会の議論を踏まえた  
KDDI 株式会社への追加質問及び回答

問 着信接続料収入への依存が大きい事業者にとって、これがゼロになってしまうビル&キープ方式は、経営に甚大な影響があることが指摘されています。そのような事業者にまでビル&キープ方式を強要することは無理があると思われ、論点整理案の通り選択制とすることが良いと考えます。その上で、ビル&キープ方式を望まない中小規模の事業者等に対してビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できることを保証することも制度上必要だと思われれます。

その場合、約款化の必要性の有無、約款化した場合の呼種、接続形態等の条件付けについて、指定設備設置事業者としてはどのような措置が良いとお考えですか。

(関口構成員)

(KDDI 株式会社回答)

- 音声トラヒックは直近 10 年で 25%減少しており、今後も市場の縮小が見込まれること、また、PSTN マイグレーションによる接続の簡素化といった環境変化等を踏まえれば、通信業界全体で事業者間協議・精算実務の簡素化・効率化を検討する時期にきています。弊社としては、全事業者一律でビル&キープ方式を導入することによって業務の簡素化・効率化を図り、持続可能な事業環境を整えていくことが、音声利用に係る利用者利便の維持に繋がるものと考えております。
- ご指摘の着信接続料収入への依存が大きい事業者の形態としては、主に 2 つの形態が考えられます。
  - ① 着信課金サービス (0120、00XY) の着信事業者
    - ◇ 接続形態は、発信事業者→着信課金サービス提供事業者→着信事業者
    - ◇ 当該形態では、着信事業者は着信課金サービス提供事業者からの着信接続料支払が収入源となる。
  - ② トラヒック・ポンピングによる接続料収入を目的とした着信事業者
    - ◇ 着信事業者が、着信接続料収入を目的に、自社利用者と着信トラヒック量に応じたインセンティブ支払い契約 (着信インセンティブ契約) を締結することにより、その利用者が MNO の定額制サービスを悪用し、大量の着信トラヒックを発生させ、適正かつ合理的とは言えない行為によって着信接続料を取得する。

- ①については、ビル&キープ方式が双務的關係にある接続事業者間において、相互に発生する接続料を互いに請求しないという考え方が基本であることを踏まえれば、着信課金サービスは片務的な呼種であり、ビル&キープ方式の対象外と考えます。よって、仮に着信接続料収入に依存する事業者が存在しても問題とはならない認識です。
- ②については、接続料等の算定等に関する研究会（第73回）における『着信事業者が設定する音声接続料の在り方に関する論点整理②』（資料73-1）にて、「いわゆる「着信インセンティブ契約」に関する電気通信事業法の適用についての考え方」が示され、適正かつ合理的な事業の運営とは言えない場合等において業務改善命令の対象になる可能性があるとされたところです。
- 当該考え方が示されたことで、トラヒック・ポンピングは、一定の解決が図られるものと考えますが、それでもなお、解決が図られないようであれば、米国の事例のように、ビル&キープ方式の導入は有効な解決策になるものと考えます。
- ①、②のほかに、通常の発着信トラヒックの不均衡等により、着信接続料収入が発信に係る接続料支払を上回る中小規模の事業者の中には、ビル&キープ方式を望まない場合もあると考えます。
- 冒頭に記載のとおり、弊社としては、全事業者一律でビル&キープ方式を導入することが望ましいと考えますが、このような中小規模の事業者に関しては、ビル&キープ方式と従来の精算方式のどちらも選択できる期間を当分の間設けるなど、一定の移行期間を設けることは考えられると思います。
- なお、ビル&キープ方式導入に際し、対象の呼種（または対象外呼種）、接続形態等の条件を接続約款に規定することは、接続における公平性・透明性の確保につながるものと考えます。

以上